

# 滋賀県が締結する契約に関する条例案の概要

県政経営会議資料1  
令和3年(2021年)8月23日  
会計管理局管理課

## 条例の目的

- ・県の契約に関し、基本理念を定め、県および県の契約の相手方等の責務を明らかにする。
- ・県の契約に関する基本的な事項を定める。
- ・県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用を図る。
- ⇒ 一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図る。
- 本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

## 基本理念

(1)公正性・経済性・競争性の確保  
契約の過程の透明性、競争の確保、不正行為の排除の徹底により、適正化が図られる。

(2)質の確保  
契約の履行により提供されるサービス等の質が確保される。

(3)地域経済の活性化  
地域経済の活性化への配慮がなされる。

(4)施策(社会的価値)の実現  
一定の行政目的の実現を図る上で適切に活用される。

## 関係者の責務

県：基本理念にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進する。

県の契約の相手方等：

- ①県の契約の履行に携わる者としての社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に実施する。
- ②県が実施する県の契約に関する取組に協力するよう努める。

## 条例

## 定義

- ・県の契約・・・県を当事者の一方とする工事もしくは製造その他についての請負契約または業務の委託、物件の買入れその他の契約であって県が対価の支払をすべきもの
- ・下請負人等・・・下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、県の契約の相手方その他の県以外の者から県の契約に係る業務の全部または一部を請け負い、または受託する者

## 審議会の設置

- ・知事の附属機関として、(仮称)滋賀県契約審議会を設置する。
- ・審議会は、取組方針の策定に当たって意見を述べるほか、県の契約に関する事項を調査審議する。

## 取組方針の策定

基本理念にのっとった県の契約の推進を図るために取組に関する方針を策定する。

## 取組方針

- 取組方針には、
- ・県の契約に当たっての取組に関する事項
  - ・県の契約の適正な履行の確保を図るために取組に関する事項
  - ・その他基本理念にのっとった県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項を、定める。

令和4年4月1日から施行する。